

岩手県立水産科学館 指定管理者募集要項(案)

平成 29 年 8 月
岩手県農林水産部

目 次

第1	募集内容	1
1	対象施設	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	業務を行うに当たっての留意事項	1
4	県とのリスク分担	1
5	指定期間	1
6	業務に要する経費等	2
第2	申請に係る事項	2
1	指定管理者の申請資格	2
2	申請手続	2
(1)	申請の受付	2
(2)	提出書類	3
(3)	申請に関する留意事項	3
(4)	現地説明会	4
(5)	質問の受付及び回答	4
(6)	提供した資料の取扱い	5
第3	審査及び指定管理者の選考に係る事項	5
1	審査の方法	5
2	選定基準及び審査内容	5
第4	指定管理者の指定及び協定締結に関する事項	7
1	指定管理者の指定	7
2	指定管理者との協定の締結	7
3	事業評価の実施	7
第5	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合	7
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	8
第6	問合せ先及び書類の提出先	8

岩手県（以下「県」といいます。）は、岩手県立水産科学館（以下「水産科学館」といいます。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」といいます。）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号。以下「手續条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

第 1 募集内容

1 対象施設

指定管理者を募集する施設は、次のとおりです。

名 称	所 在 地
岩手県立水産科学館	宮古市日立浜町 3 2 - 2 8

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです（詳細は別添 1 「管理運営業務仕様書」のとおり。）。

- (1) 管理運営業務
- (2) 入館料収納事務
- (3) 清掃業務
- (4) 施設保守業務
- (5) 警備業務
- (6) 植栽管理業務

3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

- ア 水産科学館設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること。
- イ 県民の平等な利用を確保すること。
- ウ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。
- エ 環境保全に配慮すること。
- オ 指定管理者が提出した管理計画に基づき適正に管理すること。
- カ 業務遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

※ 遵守すべき法令等

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、水産科学館条例、水産科学館条例施行規則、建築基準法、消防法、労働基準法、情報公開条例、個人情報保護条例、県が締結する契約に関する条例 等

(2) 県は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期すため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります（自治法第 244 条の 2 第 10 項）。

4 県とのリスク分担

別添 2 「リスク分担表」のとおりです。

5 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、管理の代行を継続させることが適当でない認められるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

6 業務に要する経費等

指定管理者が行う業務は、施設利用者が負担する利用料金及び県が支出する管理代行料により行っていただきます。

県が支出する管理代行料は、指定管理者の収支計画及び収支実績を踏まえ協議のうえ、予算の範囲内において毎年度締結する協定の中で決定します。

第2 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

申請ができる団体は、次のとおりです。

(1) 法人その他の団体であること。

ア 申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とし、法人格の有無は問いません。

グループで応募する場合は、必ず全体を統括する代表団体を定めてください。

なお、個人での申請はできません。

イ 単独で申請している団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

ウ グループで申請している団体の構成団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

(2) 県内に事業所又は営業所を有すること（設置予定を含む。）。

(3) 申請団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合（地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者）

イ 県から指名停止措置を受けている団体

ウ 税を滞納している団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続を行っている団体

(4) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

なお、グループ申請の場合、県が申請を受理した後に代表団体及び構成団体を変更することは、原則としてできません。

2 申請手続

(1) 申請の受付

- ア 受付期間 平成29年8月 日()から平成29年9月 日()まで
9時から17時まで(土、日、祝祭日を除く。)
- イ 提出先 岩手県農林水産部水産振興課
(注2) 郵送による申請も受け付けますが、書留としてください。なお、締切日必
着とします。
(注3) 電子メール、ファクシミリ等による提出は受け付けません。
- ウ 提出部数 正本1部、副本5部
(注4) 副本の添付書類は、すべて写しで差し支えありません(原本証明は不要です。)

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます。

また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- イ 団体概要書(様式第2号)
- ウ 主要業務実績一覧(様式第3号)
- ※エ 共同体結成届出書(様式第4号)
- ※オ 共同体協定書(様式は任意)
- ※カ 委任状(様式第5号)
- キ 管理の方針及び申請団体の概要について(様式第6号)
- ク 収支計画書(様式第7号)
- ケ 収支計画の考え方(様式第7号別紙)
- コ 人員配置計画書(様式第8号)
- サ 利用促進及び施設管理計画について(様式第9号)
- シ 再委託予定調書(様式第10号)
- ス 災害時・緊急時の対応(様式第11号)
- セ 誓約書(様式第12号)

※の書類はグループで応募する場合のみ必要です。

また、次の書類を添付していただきます(グループで申請する場合は、その構成団
体すべてについて提出願います。)

- ① 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- ② 役員名簿
- ③ 法人にあっては登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、代表者の住民票
の写し)
- ④ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書(財務諸表については過去3ヵ年分)
- ⑤ 国税、県税の未納がないことの証明書
- ⑥ 今回応募する指定管理者以外に地方自治体から指定管理を受託している場合
には、その基本協定書の写し

(3) 申請に関する留意事項

ア 申請書作成に当たっての留意事項

(ア) 申請書等の様式は定められた様式によるとともに、それぞれの様式に記載さ
れている注書の指示に従って作成してください。

(イ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 複数の事業計画書を提出したとき。
- (オ) 岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- (カ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (ク) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- (ケ) その他不正な行為があったと県が認めたとき。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

(イ) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(ウ) 返却等

提出された書類は、返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 提案する額について

管理代行料の算出に当たっては、年間上限額を次のとおり設定しますので、上限額を上回らない範囲で提案願います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32～34 年度
年間上限額	(31,168,000) 円	(31,457,000) 円	(31,746,000) 円

(4) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される方は、申込書（様式第14号）に記入のうえ、郵送又はファクシミリで期限までにお申し込みください。

期限までに参加の申し込みがない場合は説明会の開催を取り止めることがあります。

ア 日 時 平成 29 年 月 日 () 時から

イ 集合場所 県立水産科学館（宮古市日立浜町 3 2 番地 2 8）

ウ 申 込 先 岩手県農林水産部水産振興課
電話 019(629)5817 Fax 019(629)5824

エ 申込期限 平成 29 年 月 日 () 時まで

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 質問の受付期間

平成 29 年 8 月 日 () 午前 9 時から平成 29 年 9 月 日 () 17 時まで

イ 質問の受付方法

質問書 (様式第 13 号) により、電子メール又はファクシミリで岩手県農林水産部水産振興課あて送信願います (記載漏れ又は申請資格のない方からの質問にはお答えしかねる場合があります。)

ウ 回答方法

回答は電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、質問者の独自のノウハウに係る事項を除き、県水産振興課のホームページで公開します。

(6) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等について、本件の申請以外の目的のために使用することを禁じます。

第 3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

1 審査の方法

指定管理者の指定に当たっては、選定委員会において審査を行い、指定管理者として指定する団体の交渉順位を決定します。

2 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【手続条例第3条第1号】	設置目的の理解	管理の基本方針が明確となっており、事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	10
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	5	
2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【手続条例第3条第3号】	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	4	35
	経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	8	
	実施体制	(1)施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	8	
		(2)構成団体が指定管理の管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	8	
		(1)施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 (2)労務管理、経理処理が適正に行うことができる体制・仕組みとなっているか。	8	
経験実績	同様施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	7		
3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【手続条例第3条第2号】	利用促進のための計画	施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。	6	45
		地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。	4	
	サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	10	
		利用者からのクレーム対応方法は適切か。	5	
	施設管理の手法	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	10	
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	5	
環境に配慮した管理運営となっているか。		5		
4 その他 【手続条例第3条第4号】	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5	10
	情報管理	個人情報保護対策は万全か。	5	
合 計			100点	

※【手続条例】：公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年7月12日条例第36号）

第4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

1 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の内定

県は、選定委員会の審査結果を受け、順位の最も上位の者と細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者として内定、仮協定を締結します。協議が整わない場合は、次順位の団体と協議を行います。

なお、内定は11月を予定しています。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第6項の規定に基づく県議会の議決後となります。

なお、県議会への提案は、平成29年12月議会を予定しています。

2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、細目協議の内容を踏まえ、次のような内容について協定を締結します。

なお、協定の締結時期は、平成30年度予算成立後となります。

- (1) 協定の期間（平成30年4月1日から平成35年3月31日まで）
- (2) 管理に要する経費の額及び支払い方法について
- (3) 情報公開及び個人情報の保護について
- (4) 開園期間、開園時間、休園日について
- (5) 指定の取消し等について
- (6) 指定管理者と県の責任分担について
- (7) 損害賠償及び原状回復について
- (8) 事業計画書及び事業報告書について
- (9) その他必要な事項

3 事業評価の実施

指定管理者は、県に対し協定に基づき毎年度業務実績の報告を行います。

この他、業務仕様書などで定める毎月の報告事項があります。

第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、県は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

1 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります（地方自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることがあります。

これらにより県が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

第6 問合せ先及び書類の提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県農林水産部水産振興課

電話 019(629)5817 Fax 019(629)5824

電子メールアドレス AF0013@pref.iwate.jp